

第 13 回嘉麻市農業委員会総会（令和 7 年 12 月 10 日）

- 事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。
本日の出欠状況をご報告いたします。
在任委員 15 名中、欠席者 3 番 田中委員の 1 名であり、過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い、総会は成立しておりますのでご報告いたします。
本日の資料の確認をさせていただきます。
- 事務局 事前に配布しておりました令和 7 年第 13 回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料、並びに本日机上に配布しております、所有者不明農地制度の概要の 3 点です。ご確認をお願いいたします。
それでは、開会宣言を副会長をお願いいたします。
- 副会長 只今から令和 7 年第 13 回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
- 事務局 それでは、会長挨拶をお願いします。
- 会長 【会長挨拶】
- 事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。
それでは、会長、議事進行をお願いいたします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ありませんか？
- 会場 【異議なしの声あり】
- 議長 署名委員につきましては、 6 番 山田委員と 7 番 西委員をお願いします。
- 議長 それでは、議事に入ります。
議案第 42 号を議題といたします。
事務局に説明をお願いします。
- 事務局 それでは、1 ページをお願いいたします。
議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 7 年 12 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一
- 事務局 今月は、農地法第 3 条関係におきまして、3 件の申請が出ております。
それでは、2 ページをお願いいたします。
[農地法第 3 条関係 審議番号 1](#)

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：192 m²
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (74)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (93)
譲受人耕作地：自作地 3,964 m² 借入地 なし 計 3,964 m²
権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、1 ページに位置図、2 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、地区担当：中嶋推進委員が本日欠席でございます。この件に関して事務局お願いいたします。

事務局 今朝方、中嶋推進委員から急用のため本日出席できなくなりましたと電話で連絡を受けましたので、委員さんの方から聞き取りで事情をお伺いしております。
今回の〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 192 m²の売買の件ですけれど、譲渡人の〇〇 〇〇さんの方から売買をしますということで説明を受けたということです。今年令和 7 年に〇〇〇〇の土地改良の換地登記が完了しまして、譲渡人の〇〇さんが 93 歳になられますが、農地の整理のため〇〇さんに売買でお譲りするということです。中嶋力推進委員も〇〇さんとお会いになられて、特に問題はないということで報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

松隈委員 松隈です。長細い田んぼですけど、隣〇〇〇番〇は〇〇さんが作られるんですか？

事務局 〇〇〇番〇は譲受人の〇〇さんの農地ですので、お隣を購入される予定ということで伺っております。以上です。

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして審議番号 2 番について、事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 農地法第 3 条関係 審議番号 2
 申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番 地目：畑 地積：345 ㎡
 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (73)
 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (85)
 譲受人耕作地：自作地 2,321 ㎡ 借入地 なし 計 2,321 ㎡
 権利内容：所有権移転 売買

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得する
 ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第 3
 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、
 ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、3 ページに位置図、4 ページ
 に申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。
 推進委員の説明を、2 番 3 番まとめていたしますので、審議番号 3 番につきましても
 事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 農地法第 3 条関係 審議番号 3
 申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番 地目：畑 地積：284 ㎡
 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (73)
 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 譲受人耕作地：自作地 2,321 ㎡ 借入地 なし 計 2,321 ㎡
 権利内容：所有権移転 売買

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇 〇〇〇〇より農地を売買で取
 得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法
 第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれます
 が、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、5 ページに位置図、6 ペ
 ージに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 縄田推進委員に 2 番と 3 番を一括して説明をお願いしてよろしいですか。

縄田推進委員 説明します。譲受人の〇〇 〇〇氏所有の 2 筆に隣接します 2 筆の畑 合計 629 ㎡を
 売買にて取得するものでございます。
 この土地に〇〇氏は果樹を植えて、管理していくということでございます。そういった
 ことで、何ら問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。最初に審議番号 2 番の方から、質問がある方はお願いいたし

ます。

会 場 【なしの声あり】

議 長 それでは 2 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数でありますので、本案は原案のとおり許可することに決しました。
続きまして、審議番号 3 番についてご質問はございませんか？

会 場 【なしの声あり】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第 43 号を議題といたします。
番号 12、13、14 番について西委員、番号 30 番について縄田和博委員が「議事参与
の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、西委員と縄田和博委員の
退席をお願いいたします。

事 務 局 それでは、3 ページをお願いいたします。
議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見
が求められているため審議に付する。
令和 7 年 12 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

事 務 局 本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。
それでは 4 ページから 36 ページをお願いいたします。

利用権設定 148 件 402 筆 732,124.00 m²

所有権移転 1 件 6 筆 9,127.00 m²

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると思われ
ますが、ご審議よろしくをお願いいたします。

なお、今回の利用権設定で、本人から本人に貸付を行う案件につきましては、〇〇地区が機構集積支援事業を活用するための貸付となっております。
以上でございます。

議 長 機構集積支援事業についてお願いいたします。

事 務 局 令和7年度におきまして、〇〇地区で以前から集積支援事業というのが〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇、〇〇地区等が支援事業に取り組みまして、担い手さんの方に機構を通して貸付を行うのを促進するために設けられた事業でございます。農地の集積・集約化に取り組む地域等に対する支援ということで、全地区今回〇〇地区なんですけれども、ある程度の大きさのかたまりで、そこを一旦全部機構に預けて、そして機構からまとまった土地を集約、その担い手さんが出来るだけ固まった農地で作れるように貸付を行うことで、その地区でもともと所有権をもってあった方の一旦貸付を行って、まとまって機構から借り受けをするという、集積・集約を進めていく事業となっております。なので本人さんが出し手で、同じ本人さんが受け手になるという貸し借りの方法が発生しています。よろしいでしょうか。

議 長 その他本案について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声あり】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
本案については意見を求められている案件ですので、異議なしということでよろしいでしょうか？

会 場 【異議なしの声あり】

議 長 本案は異議なしとして、市長部局へ回答したいと思います。
ここで西委員と縄田和博委員の入室をお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第44号を議題といたします。

事 務 局 それでは、37ページをお願いいたします。
議案第44号 所有者不明農地の公示について
所有者不明農地の利活用を促進するため、農地法第32条第3項の規定に基づき、別紙のとおり公示することについて同意を求める。
令和7年12月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

事 務 局 議案第44号についてですが、農業者の方からこちらの農地を耕作したいので、農業委員会で調べてもらえないかとの相談がありました。
農業委員会としては、第1種農地の中心に位置しているため機構に相談をし、農地法の

所有者不明農地制度を活用して、荒廃農地になることを防ぎたいと考えております。

所有者不明農地制度の概要をご覧ください。

この制度は農地法によるものと、農地バンク法によるものがありますが、今回は農地法によるもの、「相続人が一人も判明していないとき」に該当しており、配偶者と子に限定して探索を行った結果、この制度を活用することができるかと判断されました。

またこちらの制度ですが、耕作したい方がいる場合にのみ利用できる制度となっております。総会の議決後、2か月間の公示を行い、相続人からの申し出がない場合は機構に通知し、その後、機構が県に裁定請求をし、知事の裁定・公告を受け、機構が担い手に貸し付けを行う流れとなっております。賃料につきましては、嘉麻市における一般的な金額となっております、農業委員会が情報提供しております嘉麻市賃借料情報により決定され、相続人の申し出があった際に賃料の支払いができるよう、機構が預託を行うこととなっております。以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

白土委員 白土です。今、説明を受けたんですが、最終的に利用料は農地中間管理機構に預託するということでしたが、実際所有者が分からないということは、預託した金額が出てこない場合は国に入るということですか？

事務局 そちらの方は機構に確認を行っております。この制度の設定期間が20年から40年まで設定できますという風になってはいますが、長い期間で借り受けをされることはないかと思われまます。期限が到達した際にどなたも申し出がなければ、国の方ということになっております。説明が不足しておりましたけれども、資料の方の7ページ、場所がお分かりになるかと思いますが、〇〇の土地改良が終わってないところ、川の横の土地で点在しております。現在、右上の小さい四角のところと国道に近い右側の2筆、こちらに耕作者がいらっしゃいました。こちらが使用貸借、無償で農地の管理を含めて耕作をなさっておりましたので、こちら使用貸借というのは、相手方がお亡くなりになった段階で契約が終了になります。今回そちらの方にも事情をご説明させていただいて併せて、そちらの方はそのまま耕作をしていただくか、もしくはもう耕作をしないで他の方に作っていただくかという選択をお願いしております。残りの筆は今回の申し出人であるその方が、令和6年までは別の方が契約をされていましたが、令和7年から不耕作になっていて、その土地のお隣の方から紹介を受けたようで、そちらを作らせていただけないだろうかと相談があり、制度利用となっております。8ページの字が小さくて申し訳ないですが、今回の所有者の〇〇 〇〇さんが所有者になられるんですが、相当前にお亡くなりになられています。そして奥様も亡くなり、子供さんが長女・次女・長男・次男・三男・四男・三女・四女という風に〇〇さんの子供さんがおられるんですが、7名お亡くなりになられており、四女さんだけ関西の方にいらっしゃる事が判明しまして、そちらと連絡を取りまして相続放棄をしているので、もうこちらの方には関係がないといった回答を得ましたので、そちらの証明も確認できましたので、今回このような制度利用になっております。

その下ですね、相続になりますので、お名前の方を消させていただいておりますが、まだ

〇〇 〇〇さんの相続権がある方が長女さんの長女・次女、それと三男さんの次男・長女。この方が〇〇さんの相続権を持っておられます。ただしこの制度が配偶者と子に限定されて、こちらを公示して土地を利用促進し、もし相続権を持っておられる方から相続の申出があれば、供託された賃料をお支払いする制度になっております。出来るだけ荒れる前に耕作者に作っていただくという制度ですので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

藤 島 委 員 相続権持っておられる方がまだおられる、所有者不明というのは？

事 務 局 農業委員会が探索できる法的なところが配偶者と子までしかないのです、ここから先いらっしゃってもこちらが探索できないようになります。もし農業委員会が公示を 2 か月間して申出がある、貸し付けを行ったあと申出があるといった手続き方法がこのあと設定されておりますので、もし相続人が申出された際には、賃借料を機構がお支払いするということとなります。

藤 島 委 員 固定資産税を誰が払ってるとか分からないですか？

事 務 局 相続放棄をされてありまして、〇〇さん名義の長女の長女・次女、三男の次男・長女そちらの方には固定資産の請求通知がいくんではないかと思われそうですが、それ以外のところは相続放棄をされてあると伺っております。

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり公示を行うことに決しました。

議 長 続きまして、証明第 5 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、39 ページをお願いいたします。
証明第 5 号 非農地証明願について
証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。
令和 7 年 12 月 10 提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一
今月は、非農地証明願について 1 件の申請が出ております。

事 務 局 それでは 40 ページをお願いいたします。

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番 地目：田 地積：1,806㎡ 外2筆
計 2,423.00㎡
申請人：〇〇市〇〇〇 〇〇〇番〇 〇〇 〇 (73)

資料の9ページから12ページをお願いいたします。

当該地は、非農地証明経過書にありますように、地目変更手続きのために非農地証明の申請を行っておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

資料といたしまして9ページに位置図、10ページ、11ページに申請地、12ページに非農地経過書を添付しております。以上でございます。

議長 証明番号5番について、副会長に説明をお願いいたします。

副会長 12月1日の総会事前打ち合わせの後、会長と事務局で現地を確認しましたところ、山林となっております。今後も農地としての利用は不可能な状態でしたので報告いたします。

議長 本件について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は非農地として証明したいと思います。

議長 続きまして、通知第11号を議題といたします。

事務局 それでは、41ページをお願いいたします。
通知第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
令和7年12月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

事務局 今月は46件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております、42ページから54ページに報告書を添付しております。
なお、今回の合意解約は〇〇の機構集積支援事業のための解約も含まれているため、件数が多くなっております。以上でございます。

議長 本件は報告のみでございます。

続きまして、会議次第の5番、報告事項を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 公共事業に関する農地の一時使用報告書について、嘉麻市土木課長より3件の届出が
あっております。
それでは55ページをお願いいたします。

事務局 市道大力線の災害復旧工事に伴う仮設進入路として、
令和7年11月10日から令和8年3月18日まで
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番 外1筆 計8,373㎡を一時使用する旨の届出があつて
おります。資料13ページから15ページに関係資料を添付しております。

続きまして、56ページをお願いいたします。

市営河川小野谷川の災害防止対策工事に伴う仮設進入路として、
令和7年11月10日から令和8年2月27日まで
〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 外3筆 計3,443㎡を一時使用する旨の届出があつており
ます。資料16ページから18ページに関係資料を添付しております。

続きまして、57ページをお願いいたします。

市営河川蛇淵川の災害防止対策工事に伴う仮設進入路として、
令和7年10月27日から令和8年2月27日まで
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,359㎡を一時使用する旨の届出があつております。
資料19ページから21ページに関係資料を添付しております。

議長 続きまして、会議次第の6番、その他に入らせていただきます。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 総会資料送付時に同封をしておりました、福岡県農業委員会研修大会の出欠ですが、
12月17日（水）までに事務局へ連絡をお願いいたします。
次回総会の日程についてでございますが、1月9日（金）10:30からとなっておりますので、
よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 委員さんの方からは、何かございませんか？

会場 【なしの声あり】

事務局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副会長 これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

|

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

6 番委員

7 番委員
